

■■ 台風18号の被災者に対する広島市の支援 ■■

担当局	番号	支援策の名称	といあわせ先(電話番号)	
財政局	①	市税(市民税、固定資産税)の減免・徴収猶予等	税務部税制係	504-2088
市民局	②	証明手数料の減免(住民票の写し等)	振興課区政係	504-2112
社会局	③	災害弔慰金、災害障害見舞金、災害見舞金	地域福祉課地域福祉係	504-2137
	④	被災者生活再建支援金		
	⑤	災害援護資金、生活福祉資金貸付制度	児童福祉課児童係	504-2723
	⑥	母子・寡婦福祉資金の貸付制度		
	⑦	養護老人ホーム入所負担金の減免	高齢福祉課福祉係	504-2145
	⑧	高齢者住宅整備資金償還金の支払猶予		
	⑨	高齢者あんしん電話設置に係る所得階層区分の変更		
	⑩	介護保険料の減免	介護保険課管理係	504-2173
	⑪	介護保険利用者負担額の減免	介護保険課認定・給付係	504-2363
	⑫	特別児童扶養手当等支給に係る所得制限の適用除外	障害福祉課更生係	504-2147
	⑬	支援費利用者負担額の減免		
	⑭	重度身体障害者入浴サービス利用負担金の減免		
	⑮	補装具等給付に係る自己負担額の減免		
	⑯	障害者あんしん電話設置に係る所得階層区分の変更		
	⑰	障害者住宅整備資金償還金の支払猶予		
	⑱	広島市中心身障害者扶養共済制度の掛金の減免	精神保健福祉室	504-2228
	⑲	精神障害者ホームヘルプサービス利用者等負担額の減免	精神保健福祉センター相談課	245-7731
	⑳	健康相談	児童福祉課保育育成係	504-2154
	㉑	保育料の減免	児童福祉課児童係	504-2723
	㉒	児童扶養手当の支給に係る所得制限の適用除外	児童福祉課児童係	504-2161
㉓	児童福祉施設(保育園を除く)入所者負担金の減免	保険年金課保険係	504-2157	
㉔	国民健康保険医療費の一部負担金の減免			
㉕	国民健康保険料の減免	保険年金課福祉医療係	504-2158	
㉖	老人保健医療費(75歳以上等)の一部負担金の減免			
㉗	老人医療費補助(65~69歳)の支給要件の緩和			
㉘	老人医療費補助(65~69歳)の一部負担金の減免			
㉙	重度心身障害者医療費補助の所得制限の緩和			
㉚	乳幼児医療費補助の支給要件の緩和	保険年金課管理係	504-2159	
㉛	国民年金保険料の免除			
㉜	障害基礎年金等の支給に係る所得制限の適用除外	業務第一課庶務係	504-2219	
㉝	被災ごみの処理			
環境局	㉞	液状一般廃棄物(し尿)処理手数料の減免	業務第二課指導係	504-2222
経済局	㉟	中小企業特別融資制度(災害復旧資金)	経済振興課金融係	504-2237
	㊱	農業災害特別対策資金利子補給	農林水産部農畜産係	504-2247
	㊲	被害漁業者救済資金利子補給	農林水産部水産係	504-2252
都市計画局	㊳	応急修繕等に係る建築確認申請の免除	建築指導課第二指導係	504-2288
	㊴	建築確認申請手数料等の減免		
	㊵	宅地等防災工事資金融資	宅地開発指導課指導調整係	504-2285
	㊶	宅地造成許可申請手数料の減免		
	㊷	災害復興住宅特別貸付	住宅計画課計画係	504-2292
	㊸	市営住宅の提供	住宅計画課管理係	504-2293
下水道局	㊹	下水道使用料の減免	管理課使用料係	241-8258
	㊺	下水道事業受益者負担金の徴収猶予	計画調整課調整係	504-2406
	㊻	水洗便所設備資金貸付金等の償還猶予	管理課普及促進係	241-8257
市立大学	㊼	授業料、入学料の減免・徴収猶予	事務局就職学生係	830-1504
	㊽	救急搬送証明書の手数料の免除	救急課	546-3460
消防局	㊾	り災(火災)証明書の手数料の免除	警防課調査係	546-3453
	㊿	り災(火災以外)証明書の交付手数料の免除	防災部防災係	546-3446
	①	ビニールシートの貸与	防災部計画係	546-3441
水道局	②	水道料金の減免	営業課庶務係	511-6832
	③	被災家屋の新築・改築に伴う給水装置の各手数料等の減免	配水課給水装置係	511-6864
教育委員会	④	就学援助費学用品費等の再支給	学事課学事係	504-2469
	⑤	市立幼稚園・高等学校授業料減免		

丸数字は申請時に「り災証明書」が必要です

■広島市災害見舞金支給内容

1か月以上治療:10万円
住家の全壊:30万円
住家の半壊:10万円
床上浸水:5万円

■広島県災害見舞金支給内容

住家の全壊:30万円
住家の半壊:10万円

※上記「災害見舞金」は当局が被災地域を認定して支給決定しますので、被災者が申請するものではありません。

■日本赤十字社制度災害見舞金

2週間以上入院:1万円
災害救援物資

住家の半壊・床上浸水など被害状況に応じて毛布、日用品、学用品などを支給

※詳しくは各区役所生活課にご相談ください。

■ビニールシート貸与の貸与の対象

建物の降雨対策として自ら応急措置できる人でビニールシートの入手が困難な場合

貸与の数量

降雨対策に必要な数量のビニールシート(3.6×5.4m)を貸与

貸与の期間

当面の間

申請窓口

中消防署 546-3503
東消防署 263-8401
南消防署 261-5181
西消防署 232-0381
安佐南消防 877-4101
安佐北消防 814-4795
安芸区役所 822-3131
佐伯消防署 921-2235

り災証明書

台風18号で被害を受けた人が上記支援制度の申請や保険の請求など各種手続のために「り災証明書」の交付請求をされる場合、交付手数料(350円)が無料となります。

●申請に必要なもの

家屋・家財などの被害状況を示す写真や第三者(隣家)の証言メモ。負傷した場合などは目撃者の証言など。市が被災地域と認識している地域については写真がなくてもよい。状況に応じて市職員が現地確認する。

●交付窓口 各区役所の区政振興課

中区:243-5411 東区:264-5111 南区:254-2511
西区:232-2111 安佐南区:877-2111 安佐北区:815-5111
安芸区:822-3131 佐伯区:922-0111

被災ごみ収集

一般家庭の被災ごみに限り、10月8日(金)まで収集します。屋根瓦の補修などで期限内に出せない場合は10月8日までに所管の環境事業所に相談を。

●収集方法

大型ごみや多量の場合は、所管する各環境事業所または業務第一課に住所・氏名・連絡先・ごみの内容(品名・量)を連絡し相談してください。被災ごみは袋などにまとめて、環境事業所が指定する場所に出してください。特に瓦やブロックなどについては、必ず土のう袋などに入れてください。土のう袋が必要な方は、環境事業所に連絡してください。

●各環境事業所等の連絡先

中環境事業所(中区・東区)241-0779 南環境事業所 286-9790
西環境事業所 277-6404 安佐南環境事業所 848-3320
安佐北環境事業所 814-7884 安芸環境事業所 884-0322
佐伯環境事業所 922-9211 業務第一課 504-2220